

○贈賄・談合等の不正行為等に関する中央公契連指名停止モデル改正に伴う指名停止期間の主たる変更部分

	区分・種別		該当地方支分部局内	左記以外の地方支分部局
1、贈賄	○○機関職員への贈賄	代表役員等	4～12ヶ月	<u>3</u> 4～ <u>9</u> 12ヶ月
		一般役員等	3～9ヶ月	2～6ヶ月
		使用人	2～6ヶ月	<u>1</u> ～3ヶ月【新設】
	○○機関以外の職員への贈賄	代表役員等	3～9ヶ月	<u>2</u> 3～ <u>6</u> 9ヶ月
		一般役員等	2～6ヶ月	1～3ヶ月
		使用人	1～3ヶ月	
2、独占禁止法違反	○○機関発注工事の違反		3～ <u>9</u> 12ヶ月	2～9ヶ月
	○○機関以外の発注工事の違反		2～9ヶ月	
	○○機関以外の発注工事の違反(一般役員等以上が刑事告発)		2～9ヶ月	<u>1</u> ～9ヶ月【新設】
3、競売入札妨害又は刑法談合	○○機関発注工事の違反	代表役員等	<u>3</u> 4～12ヶ月	<u>2</u> 4～12ヶ月
		上記以外	3～12ヶ月	2～12ヶ月
	○○機関以外の発注工事の違反	代表役員等	<u>2</u> 3～12ヶ月	3～12ヶ月【新設】
		上記以外	2～12ヶ月	<u>1</u> ～12ヶ月(使用人の逮捕等を除く。) <u>【新設】</u>

(注)・同モデルを○○機関○○地方支分部局に適用した場合の表
 ・下線部分が、今回の主たる変更部分